

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

地方独立行政法人長野県立病院機構において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条に基づき、以下のとおり行動計画を策定、実施します。

第 1 目的

行動計画の策定・実施を通じ、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とします。

第 2 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とします。

第 3 当機構の課題

- (1) 医師、医療技術職及び事務職において管理職(※)に占める女性の割合が低い。
 - (R3.3 時点) 医師：6% 看護職：95% 医療技術職：31% 事務職：11%

※管理職の定義

- ・医師：診療部長以上の役職
- ・看護職：看護師長以上の役職
- ・医療技術職：薬局長・科長以上の役職
- ・事務職：課長以上の役職

- (2) R2 就業条件総合調査結果（厚生労働省発表）によると年次休暇の取得率が医療・介護業界で 53.4%であるが、当機構においては、47.6%と下回っている。

第 4 目標

- (1) 医師及び事務職において管理職に占める女性の割合を医師は 10%以上、医療技術職は 40%以上、事務職は 20%以上とします。
- (2) 年次休暇取得率を 50%以上とします。
- (3) 職員が継続して働きやすい職場環境づくりに努めます。

第 5 取組内容・実施時期

- (1) 本部研修センターが行うキャリア形成研修やリーダー研修への受講を促進し、管理職を目指す意識付けを図ります。（令和 3 年 4 月～）
- (2) 各所属における個別面談や人事ヒアリング等の機会を通じて、意欲と能力を兼ね備えた職員の発掘に努めます。（令和 3 年 4 月～）
- (3) 年次休暇を取得しやすい体制整備に努めるとともに、定期的に職員の年次休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇の取得に努めます。また、家族の誕生日や結婚記念日、子どもの行事参加等のライフイベントに合わせた年次休暇の取得を奨励します。（令和 3 年 4 月～）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第20条に基づく女性の職業生活における活躍に関する情報の公表

地方独立行政法人長野県立病院機構

①採用した労働者に占める 女性労働者の割合 (%)	②男女の平均継続勤務年数		③管理職に占める女 性労働者の割合 (%)	④年次有給休暇取得率 (%)
	男性	女性		
70.7%	9.1	11.2	56.7%	47.6%

※対象職員：①②③正規職員、④有期雇用職員含む

※データの時点：①令和2年度中採用者、②③令和2年3月1日時点、④令和2年